

子供育成預り金に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、たかねキッズサークル（以下、サークルという<旧高嶺子供会育成会>）の活動休止に伴い、その残余繰越金を「預り金」として受け入れるにあたり、今までの子供育成活動の趣旨を尊重して、地域における子供育成に資するため、必要な細目を定めるものとする。

(預り金の運用・管理)

第2条 預り金は会計の管理下に置き、別途定める用途に従いサークル活動再開における対応を含め、必要に応じ役員会に諮り有効に活用するものとする。会計上は貸借対照表上の「固定負債／預り金」に計上し、支出に関しては「こども活動費等」の名目で処理を行うものとする。

(預り金の使途)

第3条 預り金の使途は別途定めのない限り、以下の通りとする。

(1) 入学祝い金

継続的な地域の子供育成支援を目的として、毎年、小学校入学児童に対し、入学祝い金として5,000円／人を贈呈する。

- ① 対象 本祝い金は、自治会員に限定することなく、また入学先については当地域から通学するすべての小学校を対象として、贈呈するものとする。
- ② 手続き 各区理事は、対象となる世帯から、入学届を受理し、庶務担当役員に提出後、会計より祝い金を受け取り支給する。

(2) 子供育成活動資金

将来のサークル活動再開を円滑に行うための備蓄資金とする。ただし子供育成に資する有志の取り組み活動に対し、第2条に基づき、支援の目的での活用も可能とする。

(預り金の期限・見直し)

第4条 本預り金については、令和13年4月をめどに自治会で検討の上、預り金としてではなく収入として組み入れを可能とする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改定は、役員会の討議事項とし、役員数の2分の1以上をもって決する。ただし次の総会に報告し、総会の議決により修正を求められた場合には、それに従うものとする。

附 則 この細則は令和3年4月11日から施行する。

2 令和6年3月10日改定。